



計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、国民誰もが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会の実現」をめざして、障害のある人の自立と社会参加を更に推進するための障害者施策に関する計画（「障害者基本計画」）及びその「重点施策実施計画」を策定し、障害者施策の推進を図ってきました。

障害のある人にとって最も身近な行政主体である市町村においても、関連機関との連携体制を構築し、適切なサービスを提供できる体制を整備する必要があることから、平成16年の「障害者基本法改正」において、市町村における「障害者計画」の策定が義務づけられています。

平成18年4月からは「障害者自立支援法」が施行され、障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス・公費負担医療等を共通の制度のもとで一元的に提供するしくみが創設されました。同法においては、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画（「障害福祉計画」）の策定が市町村に義務づけられています。

町では平成19年3月に「つるぎ町障害者計画」を策定し、障害のある人に対する保健・医療・福祉をはじめ、雇用・就労、まちづくりなどさまざまな分野における施策を、総合的・計画的に進めてきました。また、「障害者自立支援法」に基づく「つるぎ町障害福祉計画」を策定し、平成21年には同計画を見直した「第2期つるぎ町障害福祉計画」において、障害福祉サービスの推進に努めてきました。

「つるぎ町障害者計画」及び「第2期つるぎ町障害福祉計画」は本年度で計画期間満了を迎えます。町ではこの機会を捉え、国・県等の動向や各種制度、また障害のある人を取り巻く社会情勢の変化等に的確に対応しうる諸施策を盛り込むことといたしました。

障害のある人もない人も地域の中で普通に生活し、その人らしく自立した生活ができるようなサービスが提供されるまちづくりをめざし、ユニバーサルデザイン、情報化時代への対応など、従来から継続する施策に加え、近年問題となっている障害のある人への虐待防止・権利擁護、平成23年3月に起きた東日本大震災を受けての防災体制構築などの新たな課題に対応し、障害者施策の一層の推進を図るため、両計画を一体的に見直し、「つるぎ町障害者計画・第3期障害福祉計画」を策定します。

2 障害者施策をめぐる近年の動き

■ 「障害者自立支援法」の施行 ■

平成18年10月から「障害者自立支援法」によるサービスの提供が行われています。この法律では、①障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスや公費負担医療等について、共通の制度のもとで市町村が一元的に提供するしくみとする、②障害のある人が持てる能力を発揮し「働く社会」をめざす、③全国どこにいても公平なサービスを利用できるための手続きや基準の透明化、明確化を図る、④増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し、支え合うしくみを強化することなどをポイントとしています。平成22年12月には、利用者負担の見直し、発達障害者を対象に含むことなどが盛り込まれた改正「障害者自立支援法」が成立しています。

■ 「発達障害者支援法」の施行 ■

平成17年4月から「発達障害者支援法」が施行されました。発達障害は、症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることから、この法律では、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。また、発達障害者への学校教育における支援及び就労の支援並びに発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するよう、生活全般にわたる支援を図ることを目的としています。

■ 「障害者雇用促進法」の改正 ■

働いている、働くことを希望する障害のある人を支援するため、就業機会拡大を図るための各種施策を推進することを目的に、「障害者雇用促進法」が改正され、平成18年4月から施行されました。具体的には、精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援、障害福祉施策との有機的な連携が盛り込まれています。また、平成21年4月から、中小企業への雇用促進短時間労働に対応した雇用率制度の見直しが盛り込まれた改正法が施行されています。

■ 「学校教育法」等の一部改正 ■

平成19年4月から、「特殊教育」は、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に転換し、また、盲・ろう・養護学校は特別支援学校へと転換が行われました。

■ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 ■

「高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が廃止され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」として一本化され、平成18年12月から施行されています。

■ 「障害者権利条約」の成立 ■

平成18年12月、第61回国連総会において、障害のある人に対する差別を禁じ、社会参加を促進することを目的とした「障害者権利条約」が採択されました。障害のある人を対象にした人権条約は初めてで、世界人口の約1割、約6億5,000万人（国連推計）とされる障害のある人の権利拡大につながるものと期待されています。この条約は20か国が批准した平成20年5月に発効しています。我が国においては平成19年に署名し、現在、批准に向けた制度の整備等の準備が進められています。

■ 「障害者基本法」等、制度の見直し ■

現在、内閣府に設置された「障がい者制度改革推進会議」において、①「障害者基本法」の抜本改正、②「障害者差別禁止法（仮称）」の制定、③「障害者総合福祉法（仮称）」の制定を柱にさまざまな議論がなされています。この会議では、労働・教育・所得保障・医療・コミュニケーション保障など11項目の個別分野における施策の在り方について検討されており、今後2年あまりの内に制度の大きな見直しがなされる予定となっています。

これらの審議を受けて、平成23年6月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が成立、同7月には「障害者基本法の一部を改正する法律」（改正障害者基本法）が成立しています。

【障害者虐待防止法】

平成23年6月成立。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。この法律において虐待とは、養護者によるもの、福祉施設従事者等によるもの、使用者によるものがあり、その類型としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト（放置・怠慢）等の行為すべてを指します。また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。平成24年10月1日から施行。

【改正障害者基本法】

平成23年8月公布。この法律においては、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に掲げています。また、障害者の定義が見直され、制度や慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらをもとに、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、共に学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮のための方向性が条文化されています。

3 計画の位置づけ・性格

(1) 計画の位置づけ

この計画は、「障害者計画」と「障害福祉計画」を一体的に定めたものであり、町における障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

障害者計画は、障害者施策を推進するための基本理念、基本方向を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障害者施策推進のための指針（基本計画）となるものです。

障害福祉計画は、障害者計画を上位計画とし、基本理念「障害者基本計画」を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。

(2) 計画の性格

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画であり、障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項に定める法定計画です。

また、両計画は、国及び県の「障害者基本計画」の内容を踏まえるとともに、本町の上位計画である「つるぎ町総合振興計画」「地域福祉計画」「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」など、その他関連計画との整合性を図り作成しています。

計画における障害者の概念

- ・「障害者」とは、障害者基本法第2条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。
- ※「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- ・「難病患者」とは、「難病等に起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に著しい支障のある者」をいいます。
- ・「発達障害」とは、発達障害者支援法第2条に規定する「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」をいいます。

【「障害者計画」と「障害福祉計画」の性格】

障害者計画

- 障害者基本法（第11条第3項）に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 計画期間：中長期（概ね5～10年程度）
- 多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策など）

障害福祉計画

- 障害者自立支援法（第88条）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 計画期間：3年を1期とする
※ 第1期計画は、平成18年度中に、平成20年度までを計画期間として策定
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

4 計画の期間

障害者計画の計画期間は、平成24年度（2012年度）から平成29年度（2017年度）までとしますが、障害福祉計画等関連計画の改訂に合わせて、必要に応じて見直しを行うものとします。

また、第3期障害福祉計画の計画期間は、平成24年度（2012年度）から平成26年度（2014年度）までとし、国及び県の基本指針に基づき、「各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及び確保のための方策」「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」などに関し、数値目標を設定し、目標達成に向け計画的にサービス基盤の整備を図るものとします。

5 計画の策定体制

計画の策定にあたり、下記に掲げる方法等により、障害福祉関係者、学識経験者、住民の参画を求め、幅広い意見の聴取に努める。

(1) 障害者の現状を把握するための実態調査の実施

障害者の地域移行や一般就労の促進などに向け、障害者のニーズを把握するとともに、障害福祉サービスなどの計画的な基盤整備を進めるため、「障害者計画等見直しに関する調査」を行いました。

調査概要

- ◇調査対象 障害手帳をお持ちの方
- ◇調査方法 郵送配布・郵送回収による調査
- ◇調査時期 平成23年7月4日～7月20日
- ◇回収状況

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
身体障害のある方	901人	500人	55.5%
知的障害のある方	112人	47人	42.0%
精神障害のある方	78人	43人	55.1%

(2) つるぎ町障害者計画・障害福祉計画策定委員会の開催

社会全体で障害福祉に対する取り組みを行っていく必要があるため、本計画の策定にあたっては、行政機関内部だけでなく学識経験者や医療・福祉関係者、障害者団体等で構成された「つるぎ町障害者計画・障害福祉計画策定委員会」において審議され、その提言を計画に反映させています。

(3) パブリックコメントの実施

計画策定において、住民のニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、計画に対するパブリックコメントを実施しました。

